

☎は問い合わせ先

☑は申し込み先

✉はEメール

## ● 住宅かさ上げ工事・がけ地移転補助制度

◇大雨などによる床上・床下浸水を防ぐため、住宅のかさ上げ工事をしたり、がけ地に近く危険な場所から住宅を移転したりする場合、補助制度があります。

◇事前に市役所 3 階建築住宅課へご相談ください。

### <住宅かさ上げ工事補助制度>

**対象** 金融機関などから借入れをし、大雨などにより床上・床下浸水の被害を受けた住宅のかさ上げ工事をする方

**利子補給金限度額** 1 戸当たり 87 万円。かさ上げ工事のために借入れる金額 600 万円までが補給金の対象です。補給金は、借入金額によって異なります。



☎☑建築住宅課営繕係 ☎44-3139

### <がけ地移転補助制度>

**対象** 住宅ががけ地（傾斜が 30 度を超え、高さが 2 m を超えるがけ地）に近く、安全な場所へ移転する方

**限度額**

補助対象	限度額
危険住宅の除去などに要する経費	78万円
移転する住宅の建設費または購入費(※)	444万円
移転する土地の取得費(※)	206万円
移転する土地の造成費(※)	58万円

☎☑建築住宅課建築指導係  
☎44-3123

(※)金融機関などからの借入金の利子に対して補助します。

## 戦没者などの遺族の方へ 特別弔慰金を支給します

◇平成21年4月1日現在、恩給法による公務扶助料や戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金などを受ける方が亡くなるなどして、いない場合に、特別弔慰金（額面24万円の6年償還の記名国債）が支給されます。

◇特別弔慰金は、戦没者などの死亡当時の遺族で、次の①～⑤の最も先の順位の遺族1人に支給されます。

**対象** ①平成21年4月1日までに、弔慰金の受給権を取得した方②戦没者などの子③戦没者などの父母、孫、祖父母、兄弟姉妹（戦没者などと生計関係を有していた方のうち平成21年4月1日において、婚姻していたとしても氏が変わっていない方または、遺族以外の方と養子縁組をしていない方）④①～③以外の戦没者などの父母、孫、祖父母、兄弟姉妹⑤戦没者の死亡まで、1年以上の生計関係を有していた①～④以外の戦没者などの三親等以内の親族

**請求方法** 市役所1階しあわせ推進課または、支所1階市民サービス課にある請求書を記入して、必要書類を添付し、請求してください。

**持ち物** 認め印、戦没者などとの関係を証明できる書類など

**請求締切** 平成24年4月2日（月）

☎☑しあわせ推進課社会福祉係 ☎44-3119

☑市民サービス課市民サービス係 ☎23-9213



## お知らせ

### ● 母子家庭・父子家庭等日常生活支援事業をご利用ください

**内容** ▽生活援助…お子さんの食事の世話、掃除など生活に関する援助

▽子育て支援…乳幼児の一時保育、児童の生活指導などの子育ての支援

**対象** 市内在住の母子家庭・父子家庭の方で、やむを得ない理由により、一時的に生活の援助または、保育サービスが必要な家庭

**利用時間** ▽生活援助…1時間単位

▽子育て支援…2時間単位で、以後1時間毎の延長可

**利用負担額（1時間当たり）**

利用家庭区分	生活援助	子育て支援
・生活保護世帯 ・市民税非課税世帯	0円	0円
・児童扶養手当支給水準の世帯	150円	70円
・そのほかの世帯	300円	150円

※2人以上の子どもが利用する場合には、1人につき利用負担額の半額分を加算した金額を負担していただきます。

**申込方法** 市役所1階しあわせ推進課または、支所1階市民サービス課にある登録申請書に必要事項を記入して、提出してください。後日、決定通知書を郵送します。

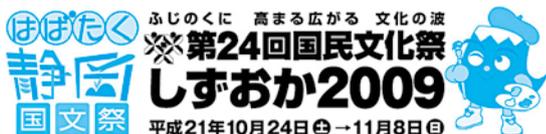
**利用方法** ファミリー・サポート・センターへ事前に電話でお申し込みください。市から郵送された決定通知書、顔写真（スナップ可）が必要です。

☎☑しあわせ推進課社会福祉係

☎44-3184

☑市民サービス課市民サービス係

☎23-9213



開催まで

あと **115** 日



## 【介護保険】社会福祉法人施設での利用者負担減額制度

**対象** 社会福祉法人の施設を利用する、次の①～⑥のすべてに当てはまり、特に生活が困難であると認められた方

- ①市民税非課税世帯の方
- ②年間収入が単身世帯で150万円（世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額）以下の方
- ③預貯金などの額が単身世帯で350万円（世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額）以下の方
- ④日常生活に供する資産以外に活用できる資産が無い方
- ⑤負担能力のある親族などに扶養されていない方
- ⑥介護保険料を滞納していない方

**軽減割合** 100分の28（老齢福祉年金受給者は100分の53）食費、居住費は100分の25

**対象となる費用** 訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、認知症対応型通所介護（いずれも介護予防サービスを含む）、特別養護老人ホームの施設サービスの利用者負担額

**申込方法** 市役所1階いきいき長寿課または、支所1階市民サービス課にある申請書を記入して、必要書類を添付し、提出してください。

◇現在、確認証を交付されている方も新たに申請が必要です。6月に郵送した申請書を提出してください。

- ☎④いきいき長寿課介護保険係 44-3152  
 ☎⑤市民サービス課市民サービス係 23-9213

## 編集後記

浅羽北小へ縄文土器づくりの取材に出掛けました●私は、小さなころから、図画工作や美術が苦手。自分であらかじめ考えきった設計書をもとに、粘土を器用に、土器の形へと仕上げていく子どもたちを見て、その才能をとてもうらやましく感じました●世界に1つしかない自分だけの土器。小学校での思い出として大切にしてくれるといいな。 [山]

## 介護保険施設利用者負担額の減額手続きを受け付けます

◇低所得の方には、ショートステイなどの介護保険の施設利用が困難とならないよう、介護保険の居住費（滞在費）と食事の負担限度額が設けられています。「介護保険負担限度額認定証」を提示すると、利用者の負担額が減額されます。

◇市民税非課税世帯の方で、対象になる方は、申請をしてください。

### 減額された場合の自己負担限度額（1日当たり）

対象	居住費などの負担限度額				食費の負担限度額
	ユニット型個室	ユニット型準居室	従来型個室（※）	多床室	
・生活保護を受給している方 ・本人と世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円
・本人と世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額が80万円以下の方	820円	490円	490円 (420円)	320円	390円
・本人と世帯全員が市民税非課税で、利用者負担段階第2段階以外の方	1,640円	1,310円	1,310円 (820円)	320円	650円

（※）カッコ内の金額は、特別養護老人ホームと短期入所生活介護（ショートステイ）を利用した場合の負担限度額です。

**申込方法** 市役所1階いきいき長寿課または、支所1階市民サービス課にある申請書に必要事項を記入して、提出してください。

◇現在、確認証を交付されている方も新たに申請が必要です。

- ☎④いきいき長寿課介護保険係 44-3152  
 ☎⑤市民サービス課市民サービス係 23-9213

## 障害のある方へリサイクルパソコンを提供します

◇企業などから提供されたノートパソコンをリサイクルし、障害のある方に提供します。



**費用** ▽windows2000…1台20,000円  
 ▽windowsXP…1台25,000円  
 ◇宅配送料がかかります。

**申込方法** 電話または、ファクスで市役所1階しあわせ推進課障害者福祉係にある申込用紙に必要事項を記入して、お申し込みください。

◇詳しくは、お問い合わせください。

- ☎④福祉のまちづくり市民ネットワークPCリサイクルセンター  
 ☎053-475-3003（月～土曜日午後1時～5時）  
 FAX053-475-3009（24時間）  
<http://www.fukushinet.jp/recycle/>

## 看護師などの資格をお持ちの皆さんへ

◇市民病院では、看護師などの資格を持ちながら、何らかの事情により職に就いていない方の就業支援を行っています。



◇復職をお考えの方は、ぜひご利用ください。

**対象** 看護師、助産師、准看護師の資格をお持ちの方

**内容** 看護に関する情報提供（講演会情報、新病院情報など）、研修会の開催（看護の基本技術、救急蘇生など）

**申込方法** 電話でお申し込みください。制度の説明後、同意された方の登録を行います。

◇詳しくは、お問い合わせください。

- ☎④市民病院看護部長室  
 ☎43-2511（代表）